

様式第1（第3条の5関係）

小売電気事業登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

経済産業大臣 殿

住所 東京都〇〇市□□××-×× △△ビル×階

氏名（名称及び代表者の氏名） 〇〇株式会社

代表取締役 ×× ××

電気事業法第2条の2の規定により、小売電気事業の登録を受けたいので、次のとおり申請します。

主たる営業所	名称	△△△△エネルギー株式会社本社	
	所在地	東京都〇〇市□□ 〇-〇-〇 ××ビル5階	
その他の営業所	名称	△△△△エネルギー株式会社中部営業所	
	所在地	〇〇県〇〇市▽▽ 〇-〇-〇 ◇◇ビル3階	
	名称	△△△△エネルギー株式会社九州営業所	
	所在地	△△県〇〇市◇◇ 〇-〇-〇 ▽▽ビル1階	
最大需要電力が見込まれる月及び時間帯	8月13時～14時	備考	冷房による電力需要により、需要がピークを迎えるのは8月の日中になると考えられる。 また、そのときの契約電力は合計625,000kWに達すると見込んでおり、〇〇である当社の顧客の属性から、ピーク時には最大契約電力の約80%が使用されると考えられる。
最大需要電力の見込み	500,000kW		
供給能力の確保の見込み	600,000kW	備考	15,000kWは、〇〇エナジー株式会社に売却予定。

内 訳	(1) 自社電源						
	確保する電源の出力の見込み		401,500kW				
	自社電源による供給能力の確保の見込み		300,500kW				
	電源の名称・所在地・原動力の種類等						
	名称	所在地	原動力の種類	運転開始日	出力	供給能力の確保の見込み	備 考
	〇〇発電所第1号機	△△県 □□市	火力	令和〇 〇年△ △月× ×日	250,000 kW	250,000 kW	
	〇〇発電所第2号機	△△県 □□市	火力	令和〇 〇年△ △月× ×日、 令和〇 〇年□ □月▽ ▽日 (工事 着工 日)	50,000k W	50,000k W	
	△△発電所	△△県 □□市	バイオ マス	令和〇 〇年△ △月× ×日、 令和〇 〇年□ □月▽ ▽日 (工事 着工 日)	100,000 kW	0kW	△△〇〇年〇〇月～ 〇〇月は定期検査の ため使用不可
(風力)		風力	令和〇	1,500kW	500kW	東京エリアの風力発	

発電設備)			○年△ △月× ×日			電設備を用いているため、調整係数評価を用いて最大需要電力が見込まれる時間帯の供給力を算出。
(2) 相対契約						
確保する契約電力の見込み		305,500kW				
相対契約による供給能力の確保の見込み		303,500kW				
契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等						
事業者名	事業者の所在地	契約締結日	契約期間	契約電力	供給能力の確保の見込み	備考
○○電力	△△県 □□市	令和○ ○年△ △月× ×日	令和○ ○年△ △月× ×日～ 令和○ ○年□ □月▽ ▽日	300,000 kW	300,000 kW	
△△エナジー	△△県 □□市	令和○ ○年□ □月▽ ▽日	令和○ ○年□ □月▽ ▽日～ 令和○ ○年△ △月× ×日	5,000kW	3,000kW	東京エリアの太陽電池発電設備を用いているため、調整係数評価を用いて最大需要電力が見込まれる時間帯の供給力を算出。
(その他)				500kW	500kW	
(3) 卸電力取引市場からの調達						
最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み		10,000kW			備考	令和3年度のJEPXにおける買約定量平均の1%未満である。

	(4)その他			
	最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値	1,000kW	備考	デマンド・レスポンス契約による。
事業開始の予定年月日	令和〇〇年〇月〇日			
電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先	電話 ××-××××-×××× 電子メール 〇〇〇〇@▽▽▽.co.jp			
その行う小売電気事業以外の事業の概要	首都圏の一部（東京都・神奈川県・埼玉県）及び九州北部（福岡県・佐賀県）においてLPガス販売事業を実施			

- 備考 1 最大需要電力とは、当面見込まれる小売供給の相手方の電気の需要の最大値をいう。
- 2 「最大需要電力が見込まれる月及び時間帯」及び「最大需要電力の見込み」の「備考」の欄には、これらをどのように見込んだかの説明を記載すること。
- 3 「供給能力の確保の見込み」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯における当該最大需要電力の見込みに応ずるための供給能力の確保の見込みを記載すること。
- 4 他の電気事業者に対して電気を供給する見込みがあることその他の理由により、「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値と、その内訳の合計値（「自社電源による供給能力の確保の見込み」、「相对契約による供給能力の確保の見込み」、「最大需要電力が見込まれる時間帯における調達量の見込み」及び「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の合計値）が一致しない場合には、「供給能力の確保の見込み」の「備考」の欄にその理由を記載すること。
- 5 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「原動力の種類」の欄には、水力、火力、原子力、新エネルギー等又はその他の別を記載することとし、火力と記載するに当たっては、燃料電池発電設備を含み、廃棄物を除くものとする。また、火力と記載する場合には石炭、LNG、石油、LPG、その他ガス、歴青質混合物の別を、水力と記載する場合には一般と揚水の別を、新エネルギー等と記載する場合には風力、太陽光、

地熱、バイオマス、廃棄物の別を記載すること。

- 6 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄に記載するに当たっては、出力が1000kW以下の電源については、原動力の種類ごとに一括して記載することができる。
- 7 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の「運転開始日」の欄にこの申請書の提出日より先の日を記載する場合には、当該欄に当該電源の工事着工日も記載すること。
- 8 「電源の名称・所在地・原動力の種類等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「出力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。
- 9 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄に記載するに当たっては、契約電力が1000kW以下のものについては、一括して記載することができる。
- 10 「契約の相手方の事業者名・所在地・契約締結日等」の欄において、太陽電池発電設備又は風力発電設備を供給能力として見込んでいる場合及び「契約電力」の欄と「供給能力の確保の見込み」の欄に記載する値が一致しない場合には、「備考」の欄にこれらの供給能力の確保の見込みの考え方を記載すること。
- 11 「卸電力取引市場からの調達」の「備考」の欄には、過去の卸電力取引市場における約定量等に照らして、その調達量を卸電力取引市場から調達することができるの見込む根拠を記載すること。
- 12 「最大需要電力が見込まれる時間帯において供給能力に相当する能力として見込むことができる値」の欄には、デマンド・レスポンスなど、(1)～(3)に該当しないものを記載すること。
- 13 「その他」の「備考」の欄には、最大需要電力が見込まれる時間帯において、その値を供給能力に相当する能力として見込むこととした理由を記載すること。
- 14 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。